

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「企画法制室長」を「共通業務担当監」に改め、同表知事部局の項中「局長」を「局長 経営戦略審議官」に改め、「室長」を削り、「担当課長」を「担当課長 政策監」に、「防災航空センター長」を「防災航空センター長 東部産業支援担当次長」に、「水産技術管理監 治山管理監」を「担当監」に改め、同表会計管理部の項中「課長」を「課長 共通業務担当監」に、「出納監察員」を「出納監察員 主任主査」に改め、同表教育委員会事務局の項中「秘書係長 人事係長 予算係長 管理係長 法務係長」を「人事係長 経営戦略係長 委員会係長 秘書係長 法務係長 管理係長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「課長」を「課長 調整監 事業調整監」に改め、同表監査委員事務局の項中「次長」を「次長 合同総務課長」に改め、同表労働委員会事務局の項中「課長」を「合同総務課長 主任労働監 労働監」に改め、同表備考2中「総括監」及び「担当課長」を「総括監」、「担当課長」及び「担当監」に改め、「課長」とは、職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）附則第四項の表下欄に掲げる室長を含むものとし」を削り、「学事課」を「学事課、健康福祉総務課」に、「人事課、行政管理課、財政課及び秘書課」を「秘書課、人事課、行政管理課及び財政課」に、「分権改革課」を「政策企画課」に改め、「又は総務事務システムの企画」を削り、「行政管理課及び秘書課」を「秘書課及び行政管理課」に改め、同表備考4中「主査」とは、主査のうち、会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう」を「主任主査」及び「主査」とは、主任主査及び主査のうち、会計総務課に置かれ庶務、予算又は総務事務システムの企画を担当するものをいう」に改め、同表備考6中「課長」を「部長」に改め、「附則第三項」の下に「に定める社会教育施設改革担当部長を含むものとし、「課長」とは、同附則第五項」を加え、同表備考9を備考10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 人事委員会事務局の項中「主任主査」、「主査」、「企画員」、「専門員」及び「主任」とは、主任主査、主査、企画員、専門員及び主任のうち、公平審査、給与勧告又は任用等の事務を担当するものをいう。

別表第二子ども家庭センターの項中「総務課長」を「総務課長 相談援助課長」に改め、同表文書館の項中「館長」を「館長 副館長」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 子ども家庭センターの項中「相談援助課長」とは、相談援助課長のうち、西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターに置かれるものをいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。